

## 第3次紀の川市行財政改革大綱 策定方針（案）

### 1. 策定目的

全国的に少子高齢化が進行している中、紀の川市においても例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、本市の人口は2040年には約47,500人（2010年比較：約15,700人減少）になり、年齢3区分別人口の推計結果は、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加すると推計されています。このような少子高齢化と人口減少の進行により、経済や産業活動が縮小し税収入が減少する一方で、社会保障費が増加するなど、市の財政への影響も大きくなることが見込まれます。

さらに、地域住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むことができるようにするため地方分権改革が進められています。今後は、地方の「発意」と「多様性」を重視し、地方自治体への権限移譲や規制緩和などがさらに進められ、これまで以上に地方自治体が果たす役割は重要性を増していきます。

このような状況の中、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの活用や民間委託の推進などさらなる業務改革の推進が求められます。そのため、これまでの取り組みの経過を踏まえ、新しい行政経営の手法を取り入れるなど行財政改革への取り組みをより一層推進する必要があります。

### 2. 取り組みの経緯

当市は平成19年3月に「紀の川市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革に取り組んできました。平成23年3月に「第2次紀の川市行財政改革大綱」を策定し、これまでの考え方を踏襲しつつ、行政運営の効率化や財政基盤の強化に取り組み、さらに、平成28年3月に取組期間を2年間延長する「第2次紀の川市行財政改革大綱改訂版」を策定し、「簡素で効率的な行財政運営の確立」、「市民との協働によるまちづくり」を基本理念に改革を推進し、事務事業の改善、公益活動団体との協働、情報公開、電子自治体の推進、定員管理の適正化など成果も着実に積み上げてきました。

### 3. 策定方針

これまでの行財政改革の取り組みの進捗と評価をもとに、残された課題を明らかにするとともに、社会経済情勢や行財政の状況の変化、市民ニーズの多様化を踏まえ、より実効性の高い行財政改革の取り組みを次の観点から検討します。

(1) 現行の行財政改革大綱の取り組みの成果と課題の継承

第2次紀の川市行財政改革大綱の成果と課題を踏まえつつ、これまでの改革の成果をさらに拡大・発展させていくとともに、課題については引き続き解消に向けて取り組みます。

(2) 第2次紀の川市長期総合計画、紀の川市財政計画との整合

平成30年度からスタートする第2次紀の川市長期総合計画に掲げる将来像「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」の実現に向けて、第2次長期総合計画と整合の取れた内容とします。

また、財政計画の基本方針「健全な財政基盤の確立」を目指すためにも、財政計画に掲げる数値目標と連動した内容とします。

(3) 行政経営の観点に基づく体制の強化

成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスを提供するという「行政経営」の考えに基づき、限りある経営資源（ヒト、モノ、カネ）の中で、市民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す必要があります。施策や事業などの評価・検証を踏まえた行政評価制度（PDCAサイクル）の活用を次の行財政改革大綱の取り組みの中核と位置付け、効率的で効果的な行財政運営の確立を図ります。

3. 基本目標

これまでの取り組みと上記に掲げた策定方針を踏まえ、第3次行財政改革大綱の基本目標を次のとおり定め、改革への取り組みを推進します。

- (1) 時代に対応した行政サービスの提供
- (2) 簡素で効率的な行政運営
- (3) 人事管理と効率的な組織の確立
- (4) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

4. 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

5. 大綱の策定体制

(1) 行財政改革推進委員会

第3次紀の川市行財政改革大綱の策定にあたり、有識者、市民の代表で構成される行財政改革推進委員会で必要な事項を調査および審議し、必要な助言等を行います。

(2) 行財政改革推進本部

行財政改革推進本部で行財政改革に関する計画の策定について全庁的に審議し、第3次行財政改革大綱を策定します。

また、必要に応じて専門部会を設置し、全庁的課題であり専門的検討を必要とする課題について検討します。

第2次 紀の川市行財政改革大綱	第3次 紀の川市行財政改革大綱（事務局案）
<p>I 基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡素で効率的な行財政運営の確立</li> <li>2 市民との協働によるまちづくり</li> </ol> <p>2 策定の方針(基本方策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民本位の行政システムの構築</li> <li>2 効率的な組織の確立</li> <li>3 自主性・自立性の高い財政運営の確保</li> </ol> <p>3 計画の体系</p> <p>II 行財政改革の重点項目</p> <p>1 市民本位の行政システムの構築</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務事業等の改善</li> <li>(2) 民間委託等の推進</li> <li>(3) 指定管理者制度の活用</li> <li>(4) 地域協働の推進</li> <li>(5) 公正の確保と透明性の向上</li> <li>(6) 電子自治体の推進</li> </ol> <p>2 効率的な組織の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 柔軟かつ機動的な組織・機構の構築</li> <li>(2) 定員管理の適正化</li> <li>(3) 給与の適正化</li> <li>(4) 人材育成の推進</li> </ol> <p>3 自主性・自立性の高い財政運営の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財政の健全化</li> <li>(2) 補助金の整理合理化</li> <li>(3) 地方公営企業等の経営健全化</li> <li>(4) 地方公社・外郭団体等の効率的な運営</li> <li>(5) 公共工事の改革</li> <li>(6) 公共施設の見直し</li> </ol> <p>III 行財政改革の推進体制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画期間</li> <li>2 推進体制</li> <li>3 行財政改革推進計画の策定</li> </ol>	<p>第1章 策定の趣旨</p> <p>第1節 第3次行財政改革の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 策定目的</li> <li>2 これまでの行財政改革の取り組み</li> </ol> <p>第2節 策定方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2次行財政改革大綱の取り組みの成果と課題の継承</li> <li>2 第2次長期総合計画、財政計画との整合</li> <li>3 行政経営の観点に基づく体制の強化</li> </ol> <p>第2章 基本目標と推進項目</p> <p>第1節 基本目標</p> <p>第2節 推進項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>時代に対応した行政サービスの提供</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>成果重視の行政経営と行政評価の活用</b></li> <li>(2) 地域協働の推進</li> <li>(3) 公正の確保と透明性の向上</li> <li>(4) 電子自治体の推進</li> </ol> </li> <li>2 <b>簡素で効率的な行政運営</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務事業等の改善</li> <li>(2) 補助金の整理合理化</li> <li>(3) 民間委託等の推進</li> <li>(4) 指定管理者制度の活用</li> </ol> </li> <li>3 人事管理と効率的な組織の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定員管理の適正化</li> <li>(2) 給与の適正化</li> <li>(3) <b>多様な雇用形態の活用</b></li> <li>(4) 柔軟かつ機動的な組織・機構の構築</li> <li>(5) <b>職員の意識改革</b>と人材育成の推進</li> </ol> </li> <li>4 自主性・自立性の高い財政運営の確保 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画的な財政運営</li> <li>(2) <b>歳入の確保</b></li> <li>(3) 地方公営企業の経営健全化</li> <li>(4) <b>特別会計の経営健全化</b></li> <li>(5) 公共工事の改革</li> <li>(6) 公共施設の見直し</li> </ol> </li> </ol> <p>第3章 行財政改革の推進体制</p> <p>第1節 計画期間</p> <p>第2節 推進体制</p> <p>第3節 行財政改革推進計画の策定</p>

### 第3次紀の川市行財政改革大綱及び推進計画策定に係る今後の日程（案）

年	月	日	事 項	内 容
29	12	1	行財政改革推進本部会議(第1回)の開催	行財政改革大綱策定方針の検討
		中旬	行財政改革推進委員会(第1回)の開催	行財政改革大綱策定方針の検討
		中旬以降	行財政改革推進本部「専門部会」を設置	推進計画のほか具体的な取り組み内容の検討について協議開始
30	1	随時	事務局にて行財政改革大綱素案の作成	1月中に取りまとめ
		随時	行財政改革推進本部「専門部会」による推進計画の検討、調整	2月下旬を目標に調査、検討
	2	上旬	行財政改革推進本部会議(第2回)の開催	行財政改革大綱素案の確定 作業中の推進計画の内容について経過報告
		下旬	行財政改革推進本部「専門部会」による推進計画案の完成	推進計画案の確定
	3	上旬	行財政改革推進本部(第3回)の開催	行財政改革大綱(案)の審議 推進計画(案)の審議
		中旬	行財政改革推進委員会(第2回)の開催	行財政改革大綱(案)の審議 推進計画(案)の審議
		下旬	行財政改革推進本部(第4回)の開催	行財政改革大綱の確定 推進計画の確定
		下旬	大綱・推進計画の公表	